

- (注1) 本条文は、平成29年11月24日にアメリカ合衆国政府のホームページ (<https://www.state.gov/documents/organization/244799.pdf>) からダウンロードした「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA AND THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES ON ENHANCED DEFENSE COOPERATION」を沖縄県が翻訳したものである。
- (注2) 本条文の日本語訳について、ホームページや書籍等への転載に関しては、沖縄県に対する許可申請等は不要とする。転載に当たっては、事実関係の確認等は転載者の責任において行うこと。

アメリカ合衆国とフィリピン共和国との間における防衛力強化に関する協定

前文

アメリカ合衆国政府（「合衆国」）及びフィリピン共和国政府（「フィリピン」）は、以下、合同で「両当事国」、個々に「当事国」という。両当事国は、

国際連合憲章の目的及び原則に対する両国の信念、国際及び地域安全保障の強化に対する両国の熱望を再確認し、

1951年8月30日にワシントンで署名された「フィリピン共和国とアメリカ合衆国との間における相互防衛条約」（MDT）、1998年2月10日にマニラにおいて署名された「フィリピンに駐留する合衆国軍隊に関するフィリピン共和国とアメリカ合衆国との間における協定（VFA）」を想起し促進させるため、

「両締約国は、国際連合憲章が掲げている通り、両国が関与するかもしれないいかなる国際紛争も国際の平和及び安全並びに正義を危うくしない方法で平和的手段により解決し、それぞれの国際関係において国際連合の目的と合致しないいかなる方法によっても武力による威嚇又は武力行使を慎むことを約束する。」と述べた「相互防衛条約」第一条を更に想起し、

両当事国は、フィリピン領域において合衆国が永久的な軍事的駐留又は基地を確立しないことに対する理解を共有することを確認し、

1958年5月15日にマニラにおいて交換公文により締結された「相互防衛委員会（MDB）設置協定」、及び2006年4月11日及び12日にマニラにおいて交換公文により締結された「安全保障関与委員会（SEB）設立協定」を想起し、

2007年11月8日にケソンシティにおいて署名され、延長された、「フィリピン共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間における相互後方支援協定」（MLSA）及び付属書をさらに想起し、

両当事国は、「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」及び「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産、及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」の下にあるものを含むそれぞれの国際的義務を想起し、

施設及び区域への全ての合衆国のアクセス並びに使用は、フィリピンの招聘により、フィリピン憲法及びフィリピンの法律を十分に尊重するものとなることを想起し、

人道的支援及び災害救援における協力体制と取組を向上させることを強く望み、

下記について同意した。

第一条 目的及び範囲

- 1 本協定は、「締約国は、単独に及び共同して自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するための個別的及び集団的能力を維持し発展させる」と述べた「相互防衛条約 (MDT)」第二条を促進するため、並びに「訪問米軍に関する地位協定 (VFA)」の枠組み内において、両当事国間の防衛協力を深化させ、両国の個別的及び集団的能力を維持及び発展させる。本協定は下記を含む。
 - (a) 両当事国軍の相互運用性の改善という両当事国の共有目標を支援し、フィリピン軍隊 (AFP) のために、短期能力の欠陥に対処し、長期的に近代化を促進し、追加的な海洋安全保障、海上領域認識、人道支援及び災害救援能力を維持し発展させる一助とし、並びに、
 - (b) 両当事国により相互に決定した通り、フィリピン領域内における「合意された場所」への合衆国軍隊による巡回ベースでのアクセス (出入り) を許可する。
- 2 「相互防衛条約 (MDT)」を促進させるため、両当事国は本協定が「合意された場所」に関し一義的な規定及び必要な権限を供すことを相互に合意する。
- 3 両当事国は、合衆国が「合意された場所」へのアクセス及び使用に関連してフィリピン領域における下記の種類の活動を行うことができると合意する。安全保障協力演習、合同及び連合訓練活動、人道支援及び災害救援活動、並びに両当事国が合意するそのような他の活動。

第二条 定義

- 1 「合衆国の人員」とは、「駐比合衆国軍隊条約 (VFA)」において定義されている用語の通り、フィリピンにより承認された活動に関連し、フィリピン領域における一時的な合衆国軍隊人及び軍属をいう。
- 2 「合衆国軍隊」とは、フィリピン領域に駐留する合衆国の人員及び全ての財産、装備、物資で構成される存在をいう。
- 3 「合衆国契約者」とは、合衆国国防総省との契約下又は下請けにある、或いは代表する会社及び企業、並びにその従業員をいう。合衆国契約者は、「訪問米軍に関する地位協定 (VFA)」の枠組み内を含め、本協定における合衆国人員の定義の部分として含まれない。
- 4 「合意された場所」とは、フィリピン軍隊を通してフィリピン政府により提供される施設及び区域をいい、合衆国軍隊、合衆国契約者、その他の者が相互に合意した通り、本協定に従いアクセスし、使用する権利を持つものとする。そのような「合意された場所」は本協定に追加される付属書に記載され、実施取極において詳しく述べら

れる。

- 5 「指定当局」とは、各々、フィリピンが合衆国に対し書面で通知しない限り、フィリピン国防省、合衆国がフィリピンに対し書面で通知しない限り、合衆国国防総省をいう。

第三条 合意された場所

- 1 両当事国の見解を考慮し、フィリピンはここに「合意された場所」に関して、合衆国軍隊、合衆国契約者、及び合衆国軍隊により、又は合衆国軍隊のために運用される車両、船舶、航空機が以下の活動を行うことを許可し同意する。訓練、通行、支援及び関連活動、航空機への給油、船舶への給油、車両・船舶・航空機の一時整備、人員の一時収容、通信、装備・補給品・物資の事前集積、兵力及び物資の配備、及び両当事国が合意するその他の活動。
- 2 要請に応じて、フィリピンの指定当局は、地方自治体が所有又は管理するものを含む公共の土地及び施設（道路、港湾、及び飛行場を含む）、並びに（道路、港湾、飛行場を含む）他の土地及び施設において、合衆国軍隊による通行又は一時的アクセスを円滑に行うための支援をするものとする。
- 3 便益の相互性を前提とし、両当事国はフィリピンが「合意された場所」を賃貸又は同様の経費がかからないようにして合衆国軍隊の利用に供することに合意する。合衆国軍隊は「合意された場所」における合衆国軍隊の活動に関して必要な運用経費を負担するものとする。
- 4 フィリピンはここに、「相互防衛委員会」（MDB）及び「安全保障関与委員会」（SEB）等の二国間安全保障メカニズムを通し、合衆国に対し、建設活動のための「合意された場所」の運用管理権、及び「合意された場所」におけるそのような活動、変更、及び改良を行うことを許可する。合衆国は、そのような建設、変更、及び改良に関する問題について、合衆国軍隊により、又は合衆国軍隊の代わりに請け負われるいかなるそのような事業についての技術的要件及び建築基準も、両当事国の要件及び基準と合致するべきであるという両当事国共有の意図に基づき、協議しなければならない。
- 5 フィリピンの指定当局及び認定を受けた代表は、「合意された場所」の全区域へのアクセスを認められるものとする。そのようなアクセスは、両当事国が作成した合意された手続に従い、運用上の安全性及び安全保障上の要件と整合性を持たせつつ、迅速に与えられなくてはならない。
- 6 合衆国は、「合意された場所」における使用水準に比例する配分に基づき、建設、開発、運用、及び整備費用に対し責任を負うものとする。特定の資金取極については実施取極において定義することができる。

第四条 装備、補給品及び物資

- 1 フィリピンはここに、「相互防衛委員会(MDB)」「安全保障関与委員会(SED)」等の二国間安全保障メカニズムを通し、合衆国軍隊が人道支援及び災害救援装備、補給品、物資を含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)防衛装備、補給品、物資(「事前集積物資」)を事前集積及び備蓄することを許可する。合衆国軍隊はフィリピン軍隊(AFP)に対し、「合意された場所」に合衆国軍隊が事前集積しようとする防衛装備、補給品、物資の数量及び搬入スケジュール、かかる搬入を誰が行うのかに関して、事前に通知するものとする。
- 2 両当事国はかかる事前集積が人道支援及び災害救援にもたらす有益性について認識を共有する。両当事国はまたかかる事前集積が両者の個別的及び集団的防衛能力の向上に対する価値について認識する。
- 3 合衆国軍隊が事前集積した物資は、合衆国軍隊の排他的使用に供し、合衆国軍隊が全てのかかる装備、補給品、物資に対し完全な所有権を有するものとする。合衆国軍隊がかかる事前集積された物資へのアクセス及び処分を管理し、かかる事前集積された物資をフィリピン領域からいつでも搬出する無制約の権利を有する。
- 4 合衆国軍隊及び合衆国契約者は、防衛装備、補給品、物資の搬入、管理、検査、使用、整備、搬出を含む、かかる装備、補給品、物資の事前集積及び備蓄に関連する全ての事項について、「合意された場所」への妨害されることのないアクセスができるものとする。
- 5 両当事国は、合衆国契約者が、合衆国の法令及び政策に従い、それらが許す範囲内でそのような事項を実施することができるという意図を共有する。
- 6 事前集積物資に核兵器を含んではならないものとする。

第五条 所有

- 1 フィリピンは「合意された場所」に対する所有権と権原を保持するものとする。
- 2 合衆国はいかなる「合意された場所」、又は合衆国により建設、修正、或いは改良された移転不能な構造物及び組立物を含む、そのいかなる部分についても、本協定に基づく活動のため合衆国により必要とされなくなったときは、直ちにフィリピンに返還するものとする。両当事国又は指定当局は、改良又は建設に対する補償の可能性を含め、いかなる「合意された場所」の返還条件に関しても協議を行うものとする。
- 3 合衆国軍隊及び合衆国の契約者は、合衆国軍隊により、又は合衆国軍隊の代理によりフィリピン領域内に移入された、或いは取得された全ての装備、資材、補給品、移転可能な構造物、及び他の移動可能な資産に対する所有権を保持する。
- 4 合衆国軍隊により改変又は改良されたものを含む、「合意された場所」にある土地に定着した全ての建物、移転不能な構造物、及び組立物は、フィリピンの資産であり続ける。合衆国軍隊により建設された恒久的な建物は、建設後は直ちにフィリピンの資産となるが、合衆国軍隊により必要とされなくなるまでは、合衆国軍隊により使用されるものとする。
- 5 両当事国は、余剰と判断された装備の譲渡又は売買の可能性に関して、米国の法律

及び規則の範囲内において協議することができる。

第六条 安全保障

- 1 両当事国は、フィリピン領域における合衆国軍隊及び合衆国契約者の保護、安全、及び安全保障、並びに米国の公式情報の保護及び安全保障を確保するために必要な措置を取るために協力するものとする。
- 2 フィリピンは「合意された場所」に関する安全保障上の一義的な責任を持ち続ける。
- 3 合衆国軍隊は、合衆国軍隊及び合衆国契約者を保護するために適切な措置を取ることを含め、「合意された場所」において、自らの運用管理又は防衛に必要な全ての権利及び権限の行使を許可される。合衆国はそのような措置について、フィリピンの適切な当局と調整しなくてはならない。
- 4 両当事国は、合衆国からの文書による事前の同意無しに、合衆国以外のいかなる者による差押え、又は使用のための転換から合衆国の資産を保護し、安全、及び安全保障を確保するために、あらゆる合理的な措置を取るものとする。

第七条 公益事業及び通信

- 1 フィリピンはここに、合衆国軍隊及び合衆国の契約者に対し、水道、電気、他の公益事業の使用を許可する。料金及び使用料を含め、同様の状況においてフィリピン軍隊又はフィリピン政府の利用に供するときより不利とはならない条件で使用し、より低い租税や課徴金を課されるが、これはフィリピン政府の支払となる。合衆国軍隊の費用はかかる公益事業の使用の案分負担と同等であるものとする。
- 2 両当事国は合衆国軍隊が電波スペクトルを使用することが必要となる場合のあることを認識する。フィリピンは合衆国に対し、自身の電気通信システム（1992年の国際電気通信連合（ITU）憲章・条約に定義されている電気通信の通り）を運用することを許可する。これには電気通信システムを運用する完全な能力を確保するために、必要に応じてそのような手段及び役務を利用する権利、及び本目的のために配分された全ての必要な電波スペクトラムを使用する権利を含むものとする。1992年の国際電気通信連合憲章・条約に従い、合衆国軍隊は地元の運用者が使用している周波数を干渉してはならない。電波スペクトル使用の費用を合衆国は負担しないものとする。

第八条 契約手続

- 1 合衆国軍隊は、フィリピン領域において装備する、又は請け負ういかなる資材、補給品、装備、役務（建設を含む）について、契約者、供給者、又はそのような資材、補給品、装備、又は役務を提供する者の選択について、制約無く契約をすることがで

- きる。そのような契約は合衆国の法令に従い募集、落札、及び管理されるものとする。
- 2 合衆国軍隊は、合衆国の法令に従い、実現可能な限り最大限に、フィリピンの物品、製品、及び役務提供者を使用するよう努めるものとする。

第九条

環境、人体の健康および安全

- 1 両当事国は、本協定が適用される活動における環境、人体の健康、及び安全を保護することの重要性を認識し認めて、自然環境、人体の健康、及び安全の保護に添った方法で本協定を実施し、環境保護について事後的アプローチというよりもむしろ予防的アプローチを追求することに合意する。本目的を達成するため、両当事国は、環境へのいかなる永続的被害、又は人体及び安全を危険にさらすことを防ぐために、起こり得る問題について直ちに対応することを確実にするよう協力しなくてはならない。
- 2 合衆国は、その政策を実行するにあたり、環境、健康、安全についてのフィリピンの各関連法、規則、基準を尊重する意思を確認する。フィリピンは、合衆国軍隊及び合衆国の契約者の健康及び安全に十分に配慮しつつ、環境、健康、安全についての法、規則、基準を実行するためのその政策について確認する。両当事国は、「合意された場所」における環境及び人体の健康保護に関して、両当事国の法的能力を有する代表間で、全ての関連する既存情報について適時に交換することにおいて、全面的に協力しなくてはならない。合衆国軍隊により適用され順守すべき環境基準は、その政策に従い、合衆国、フィリピン、又は適用可能な国際合意基準のより保護的な精神を反映しなくてはならない。本目的を達成するため、そのような開発及び環境に影響を与える活動の定期的見直し時においては、両当事国はフィリピンの基準を厳正かつ確実に反映させるために協力し、協議しなくてはならない。
- 3 合衆国は、合衆国が所有するいかなる有害物質又は危険廃棄物を意図的に放出してはならず、もし漏出が起こった場合は、漏出に起因する環境汚染を封じ込め、対処するために迅速に行動を取らねばならない。

第十条

実施

- 1 本協定における全ての義務は、これらの目的のために認可され配分された資金の利用可能性という制約下にある。
- 2 必要に応じて、両当事国又は指定当局は、「合意された場所」における活動及び資金調達に関することを含め、本協定の条項を実行するための実施取極を結ぶことができる。指定当局らにより締結された実施取極は、同当局らの署名日から効力を発する。
- 3 実施取極により、「合意された場所」における合衆国軍隊の駐留に関する追加的詳細事項、及び「合意された場所」に関する合衆国軍隊とフィリピン軍の間の機能的関係について対応することができる。
- 4 両当事国又はその指定当局は、本協定の実施に関して、定期的に協議することを意

図している。

第十一条 紛争の解決

両当事国は、本協定下で生じたいかなる紛争についても、両当事国間の協議を通じてのみ解決することに合意する。本協定下の協議の対象となる紛争及びその他の事項は、両当事国による合意が無い限り、解決のために、いかなる国内、又は国際裁判所、法廷、又は他の同様機関、又はいかなる第三者にも付託してはならない。

第十二条 発効、修正、期間、終了

- 1 本協定は、外交ルートを通し、同協定の発効に必要な全ての国内手続きを完了したことを確認し、両当事国間での最終文書交換の日をもって発効するものである。
- 2 本協定は、いかなる付属書も含め、両当事国の書面による合意により修正することができ、かかる修正は、本条第1項に従い発効するものである。
- 3 本協定に付記されるいかなる付属書も、本協定の不可分な一部を形成するものである。
- 4 本協定は、最初の十年間、その後は、どちらかの当事国が、外交ルートを通し、本協定を終了させる意図について、一年前に文書による通知により終了しない限り、自動的に効力を持ち続けるものとする。

以上の証拠として、各政府により正当に委任された下名署名者が、本協定に署名をした。

2014年4月28日ケソンシティで、英語により本書二通を作成した。

フィリピン共和国政府のために

アメリカ合衆国政府のために